

2023 年 12 月 No.176

中 国

中国の土壤汚染問題～土壤汚染問題をめぐる巨額賠償請求訴訟

弁護士 徳地屋 圭治

顧問 洪厚鑫

はじめに

最近、土壤汚染問題をめぐり、上海の上場国営不動産企業（上海陸家嘴金融貿易区開発股份有限公司（以下、「陸家嘴公司」という。））が巨額賠償を求めて提起した訴訟（以下、「本訴訟」という。）が中国で話題となっている。土壤汚染の防止については、中国においては、2016 年に国務院が公表した「土壤污染防治處理行動計画」をもとに、土壤汚染に関わる法令が次々と公表され、これに対する取締りも年々強化されており、土壤汚染問題や土壤汚染関係法令違反のリスクは、日系企業（特に製造業）が軽視できない問題になっている。本稿では、この話題となっている訴訟の概要を紹介した上で、中国法上、土壤汚染防止について企業に対してどのような責任が課されているか、日系企業としてどのような点に注意すべきかを説明する。

1. 本訴訟の概要

本訴訟の被告の一社である江蘇蘇鋼集团有限公司（以下、「蘇鋼」という。）は、2014 年に蘇州緑岸房地產開発有限公司（以下、「緑岸」という。）を設立したが、緑岸は蘇州市にある 17 の土地の使用権を有していた（これらの土地は、もともと蘇鋼の工場のあった工業土地であったが、住宅、商業及び教育等といった用途に変更されている。）。この緑岸について、陸家嘴公司是、2016 年に競売を通じて蘇鋼からその 95% の持分を買収し、緑岸の大株主となり、その後、2017 年には、陸家嘴公司是、緑岸の有する土地の開発を始め、住宅、商業施設、学校等を建設する予定であった。

しかし、2022 年 4 月江蘇省人民政府の公告において、緑岸の有する 17 の土地の中の一部において一定の化学物資が基準値を超過していることが指摘され、陸家嘴公司是、第三者の検査機関に委託して当該指摘をうけた土地及びその他の土地に対して調査を行ったところ、一部土地にそれぞれ異なる程度の汚染が存在していることが判明した（その時点で、一部土地の開発は既に相当進んでいた。）。

そのため、2023 年 11 月 4 日、陸家嘴公司是、緑岸の土地汚染問題について、緑岸持分の譲渡当事者である蘇鋼、検査機関 2 社及び蘇州市の 2 政府機関を被告として **100 億 4393 万元（2109 億円相当、1 元＝21 円で計算）** の賠償を求める訴訟を起こした¹。

¹ 以上経緯について

江蘇省人民政府 2022 年 4 月 10 日付公告 52 番

http://www.jiangsu.gov.cn/art/2022/4/10/art_85030_10410430.html

陸家嘴公司 2022 年 7 月 26 日、2023 年 6 月 20 日、2023 年 11 月 4 日付公告

<http://www.cninfo.com.cn/new/disclosure/detail?plate=sse&orgId=gssh0600663&stockCode=600663&announcementId=1214128609&announcementTime=2022-07-26>

これに対して、蘇鋼は状況説明の公告を公表し、当該公告において、蘇鋼は、持分譲渡の際に、緑岸の一部の土地に汚染があることを開示しており（第三者の検査機関の検査結果及び報告、資産評価報告書等）、陸家嘴公司是、取引の際、既に上記の状況を了解し、現状の瑕疵及びリスクを引き受けることを承諾し、さらに、陸家嘴公司是、関係土地の開発・建設期間中、関係規定に従って地下水遮水壁等の保護措置を取っておらず、地下水の攪乱、土壌の移動による環境の交差汚染、不適切な工事作業による二次汚染があったと反論している²。

現時点においては、本訴訟は、既に江蘇省高級人民法院により受理されているが、判決は未了である。

2. 中国の土壤汚染に関する法令

本訴訟は、まだ審理の段階であるため、いずれの関係当事者がどのような責任を負うかは確定していないが、土地汚染の問題が既に公となっている以上、中国の土壤汚染関係法令に従って関係当事者の責任が問われることになると思われる。中国の土壤汚染関係法令については、上記の2016年の「土壤污染防治行动计划」は、土壤汚染の防止及び処理の方向性を示す指針的なものであるが、かかる指針に沿って2018年に全国人民代表大会常務委員会が制定公布した「土壤污染防治法」は、土壤汚染防止に関する基本規定として関係者の権利義務を定めており、その具体的詳細な内容は、各部門の規則、規範文書、国家基準及び地方規定において補足されている。

「土壤污染防治法」では、土壤汚染の関係者に課される義務及び責任は、基本的には、①土壤汚染の防止に関する義務、②土壤汚染があった時の処理に関する義務、法的責任に分けられる。具体的には、以下のとおり整理できる。

(1) ①土壤汚染の防止に関する義務

「土壤污染防治法」では、区を設置する市級以上の地方人民政府は、國務院の規定に従い、有毒有害物質の排出等の状況に基づき、当該行政地域の土壤汚染重点監督管理事業者（土壤汚染を発生させるリスクが高い事業者）のリストを作成し、社会に公開するとされ（「土壤污染防治法」21条1項）、リストに記載された土壤汚染重点監督管理事業者は、その他の一般的な事業者 비해、より厳格な土壤汚染防止義務が求められている。

事業者の類型	主要な法的義務
すべての事業者	➤ 土地使用者が土地開発利用活動に従事し、又は企業等生産經營者が生産經營活動に従事する場合は、有効な措置を講じて、土壤汚染を防止し、減少させ、もたらした土壤汚染については法に従い責任を負わなければならない（「土壤污染防治法」4条2項）。 ➤ 各種の土地利用に関わる計画及び土壤汚染をもたらすおそれのある建設プロジェクトは、法に従い環境影響評価を行わなければならない（「土壤污染防治法」18条）。 ➤ 有毒有害物質を生産、使用等する場合には有毒有害物質の浸出等の防止を、施設等で撤去する場合には相応の土壤汚染防止措置を、污水集中処理施設等を建設し運営する場合には法律規定等の要求に従った措置をとらなければならない（「土壤污染防治法」19、22、25条1項）
土壤汚染重点監督管理事業者	➤ 土壤汚染重点監督管理事業者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない（「土壤污染防治法」21条2項）。 (1) 有毒有害物質の排出を厳格に制御し、毎年主管部門に排出状況を報告する。 (2) 土壤汚染の潜在的リスクに関する検査制度を構築し、有毒有害物質の浸出等の持

<http://www.cninfo.com.cn/new/disclosure/detail?plate=sse&orgId=gssh0600663&stockCode=600663&announcementId=1217098315&announcementTime=2023-06-20>

<http://www.cninfo.com.cn/new/disclosure/detail?orgId=gssh0600663&announcementId=1218247109&announcementTime=2023-11-04>

² 蘇鋼 2023 年 11 月 10 日公告

https://mp.weixin.qq.com/s/olB6nGXvhxbMiwcg_c2gHA

	続的かつ有効な防止を確保する。 (3) 自主監視測定計画を策定実施し、主管部門に監視測定データを報告する。 ➤ 施設等を撤去する場合には緊急対応措置を含む土壤污染防治業務計画の策定及び地方人民政府の主管部門への届出、生産経営用地の用途変更又はその土地所有権の譲渡等の前には土壤汚染状況調査の実施及び人民政府の部門への送付、届出をしなければならない(「土壤污染防治処理法」22条2項、68条)。 ➤ (その他、「工業鉅業用地土壤環境管理弁法」においても土壤汚染重点監督管理事業者の有毒有害物質の生産設備等について詳細な要求が定められている。)
--	--

(2) ②土壤汚染があった時の処理に関する義務、法的責任

土地に土壤汚染がある場合の処理義務については、「土壤污染防治処理法」においては、「汚染責任者が処理義務を負う」という原則に基づき、**土壤汚染を引き起こした事業者又は個人**において、処理及び修復の一次的な責任を負うとされる(「土壤污染防治処理法」45条、「汚染土地土壤環境管理弁法(試行)」10条)。

土壤汚染を引き起こした事業者又は個人が不明確である場合は、関係政府部門が規定に従って土壤汚染の責任を負うべき者を認定するが、それでも認定できない場合は³、**土地使用権者**において、処理及び修復の二次的な責任を負うことになるが(「土壤污染防治処理法」45条、「建設用地土壤汚染責任者認定暫定弁法」5条)、土地使用権が譲渡された場合は、**譲受人(又は譲渡人・譲受人が定めた者)**が責任を負うとされる(「汚染土地土壤環境管理弁法(試行)」10条)。土壤汚染の処理及び修復の責任は、「終身」の責任とされる(「汚染土地土壤環境管理弁法(試行)」10条)。

「土壤污染防治処理法」等に違反がある場合には、違反者は、行政責任、民事責任、刑事責任を負う。

行政責任として、過料、問題是正のための業務停止、違法所得の没収、及び責任担当者に対する拘束等といった処罰がある(例えば、土壤汚染重点監督管理事業者が自主監視測定データを生態環境主管に報告していない場合、2万元以上20万元以下の過料に処するとされる(「土壤污染防治処理法」86条1号))⁴。

民事責任として、土地使用権者が法による土壤汚染リスク管理や修復義務を履行せず、それにより他人に損害を被らせた場合は、土地使用権者は責任を負うとされる(「土壤污染防治処理法」96条)⁵。

刑事責任として、国の規定に違反し、放射線を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物、有毒物質又はその他の有害物質を排出し、投棄し、又は処分し、重大な環境汚染をもたらした者は、3年以下の有期徒刑もしくは拘役、罰金を科し又は併科し、結果が特に重大である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑、罰金を併科するとされる(「刑法」338条)⁶。

(3) 本訴訟について

本訴訟における関係当事者の責任について、問題の土壤汚染や土地使用権の移転等に関する具体的な事実関係は不明であるが、土壤汚染がある土地に蘇鋼の工場がありそれが原因で汚染が生じていれば、「汚染責任者が処理義務を負う」という原則により、蘇鋼においてその土壤汚染の修復責任を負うことになりうるが、この点は土壤汚染

³ 以下のいずれかの場合は、土壤汚染責任者を認定できない場合に該当する。①因果関係が存在しない又は認定できない場合、②土壤汚染責任者の具体的な身分情報を確定できない場合、③土壤汚染責任者がなくなった場合(「建設用地土壤汚染責任者認定暫定弁法」17条)。

⁴ 行政責任の例として、江蘇省南京市のある会社が規定に従って土壤汚染状況調査を行わなかったケースにおいては、関係部門により是正を命じられ3万9800元の過料に処されている(寧環罰(2023)17050号)。

⁵ そのほか、民法典においては、土壤汚染に責任がある者の民事責任に関する規定がある(例えば、土壤汚染に責任がある者は、権利侵害責任を負い、一定の場合の相応の懲罰的損害賠償責任を負うほか(「民法典」1229条、1232条)、国が定める機関又は法律で定められている組織から、合理的な期間内に修復責任を負うよう請求され、又は修復に必要な費用の負担等を請求されうる(「民法典」1234条)。民事責任の例として、ある会社が危険廃棄物の埋め立てにより、土壤汚染及び地下水汚染を引き起こしたケース(検察院による公益訴訟)において、裁判所は、当該会社に対する合計約713万円の損害賠償費用及び修復費用の請求を認めている(上海市高級人民法院2021年度環境資源に関する典型的な裁判例2番(<https://mp.weixin.qq.com/s/4vUdi4aAwQdMi0lbkpNYrA>))。

⁶ 刑事責任の例として、危険廃棄物の違法処置により、土壤汚染をもたらしたケースにおいて、「環境汚染罪」として、被告である江蘇省の会社は、70万円の罰金を科され、その直接責任者は、2年1ヶ月の有期徒刑、かつ6万円の罰金に処されている((2018)蘇0682刑初674号)。

の事実関係による。汚染責任者が認定できない汚染については、現状土地所有権は緑岸が有することから、緑岸も修復責任を負う。緑岸が修復責任を負う場合、本訴訟における陸家嘴公司からの蘇鋼への賠償請求は、緑岸持分に関する譲渡契約の内容や、当時の当事者間のやり取り等の事実関係によることになる。

3. 日系企業にとっての注意点

上記の本訴訟の状況や土壤汚染関係法令によれば、中国に進出する日系企業にとっては以下の点について注意が必要と思われる。

(1) 土壤汚染関係法令の遵守

「土壤汚染防止処理法」に関しては、一般の企業としての義務のほか、土壤汚染重点監督管理事業者である場合はその義務も遵守し、そのような遵守ができる体制を構築する必要がある。一般企業としての義務のうち、特に注意が必要なのは、環境影響評価であり、環境影響評価を遺漏して処罰されるケースが散見されることから、工場等の経営においては環境影響評価の要否については常に意識しておくことが望ましい。そのほか、土壤汚染重点監督管理事業者として指定されている企業については、政府当局への届出等の義務が加重されているので、遺漏無く履行する必要がある。

(2) 土壤汚染責任の「終身」制

上記のとおり、「土壤汚染防止処理法」においては、土壤汚染の修復責任について「終身」制とされ、汚染を引き起こした者は（その土地を譲渡等した後でも）責任を負うこととなる。そのため、中国に進出する日系企業としては、現地の工場に現実に土壤汚染が生じないよう対策をしておくことが重要である（汚染が生じれば、土地所有権譲渡後も責任を追及される）。

(3) （投資、合併買収による）土地所有権の直接又は間接的な取得又は売却の際の注意点

土地所有権の直接又は間接の取得又は売却に際しては、対象となる土地の土壤汚染状況及び歴史用途を調査した上、土壤汚染状況及びそれに関わる法的責任について、関係契約において明確にする必要がある。土壤汚染については、本訴訟のように巨額の法的紛争になりえ、リスクが顕在化した際の経済的インパクトが大きく、関係契約における契約条項について慎重に検討する必要がある。契約条項については、（本稿では詳しくは触れないが）いわゆるサンドバッグ（Sandbagging）条項（相手方に表明保証違反があることを知っていた場合でも当該表明保証違反に基づく賠償請求を認めることとする条項）を入れることも検討に値すると思われる。

以上

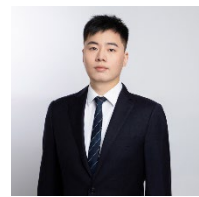
[執筆者]



徳地屋 圭治（長島・大野・常松法律事務所 日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処 弁護士 パートナー）

keiji_tokujiya@noandt.com

2013 年から 2014 年まで Lee and Li（台北）、2015 年から 2017 年まで中倫弁護士事務所（北京）にて勤務。2020 年 12 月より当事務所の上海オフィスにて執務開始。M&A を中心にコンプライアンス、紛争解決等の企業法務分野を取り扱うとともに、中国大陆・台湾企業の買収、現地日系企業のコンプライアンス、中国大陆での危機管理・不祥事対応、紛争解決等中国大陆・台湾企業法務全般に関して日本企業に助言を行っている。



洪厚鑫（日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処 顧問）

houxin_hong@noandt.com

2017 年江西師範大学国際教育学部卒業、2020 年慶応義塾大学法学研究科卒業。現在長島・大野・常松法律事務所上海オフィスの顧問として一般企業法務、M&A 及び企業再編を中心に幅広い分野を取り扱っている。

（※中国法により中国弁護士としての登録・執務は認められていません。）

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。